

奄美群島森林生態系保護地域における主な課題と必要とされる主な項目

課題	主要論点	これまでの主な取組状況(検討中も含む)		必要とされる対応(案)	対象の団地	資料	
適切な管理の推進	希少種・固有種等の保護	・不法投棄、野猫等の遺棄への対応 ・昆虫の大量捕獲への対応	状況の把握、対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巡視等による現況の把握、盗掘・盗採防止対策【林野庁、県、市町村、民間団体】</li> <li>・希少野生動植物種の保護増殖【環境省】</li> <li>・希少野生動物の交通事故対策【環境省・県・市町村】</li> <li>・マングースの捕獲【環境省】</li> <li>・ノネコの捕獲【環境省】</li> <li>・ノイヌ、ノネコの放出規制、遺棄禁止【市町村】</li> <li>・ヤギの捕獲、放し飼い、放出規制【県、市町村】</li> <li>・オキナワウラジロガシの樹勢回復措置(板根腐敗の治療)【林野庁】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・希少種・固有種の盗掘・盗採防止対策および不法投棄・ペットの遺棄防止対策のためのパトロールの強化</li> <li>・巡視やモニタリング調査等による森林生態系の現況把握と順応的管理</li> <li>・希少野生生物種の保護増殖</li> <li>・希少野生生物種の交通事故対策</li> <li>・マングース、ノネコ等外来生物の捕獲</li> <li>・ノイヌ、ノネコ等の放出規制、遺棄禁止条例の強化と普及</li> <li>・県、市町村条例の地元住民や観光客等への普及啓発</li> </ul>	全域	資料5-1
			法令・条例等の制定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林生態系保護地域の指定【林野庁】</li> <li>・国立公園の指定【環境省】</li> <li>・飼猫の適正飼養条例を制定(奄美大島)【市町村】</li> <li>・希少野生動植物保護条例を制定【県、市町村】</li> </ul>			
	外来種対策	・公共工事における外来種対策 ・(入山時等における)外来種移入防止対策	状況の把握、対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共工事におけるガイドラインを検討【県】</li> <li>・外来植物の駆除【県、市町村、民間団体】</li> <li>・外来植物の侵入状況調査【林野庁】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外来植物の侵入状況調査</li> <li>・駆除等の対策の実施</li> <li>・外来種進入の未然防止</li> <li>・公共工事におけるガイドラインの策定</li> <li>・県、市町村条例の地域住民・観光客等への普及啓発</li> </ul>	全域	資料5-2
	人工林の取り扱い	・スギ人工林の取り扱い方針の検討	取り扱い法の検討	・スギ人工林の保育【林野庁】	・自然植生への復元	金作原、神屋、八津野	資料5-3
病虫害(マツ枯れ)対策	・マツ枯れ被害への対応	対策の実施	・被害木の伐倒駆除【林野庁、県】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害拡大防止、安全対策、景観保全のための伐倒駆除</li> <li>・原生植生への復元、着生する希少種の保護</li> </ul>	金作原、八津野、徳之島北部、徳之島中部	資料5-4	
適正な利用の推進	適正利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用の現況の把握、利用ルートの管理</li> <li>・(金作原等への)観光客の一極集中対策</li> <li>・アマミノクロウサギ飼育施設の検討</li> </ul>	施設等整備	・展望台等の観光施設の整備【県、市町村】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者への周知</li> <li>・利用実態の調査および対応策の検討</li> <li>・利用の分散化対策、入林規制、観光客が利用できるルート・エリアの明確化等</li> <li>・エコツアーガイド登録・認定制度構築</li> <li>・利用ルール等についての講習会</li> </ul>	全域 (特に金作原)	資料6
	ガイド養成・認定制度	・実効性のあるガイド養成、認定制度の検討	制度検討	・エコツーリズム推進に関する取り組み(ガイド登録、認証制度の構築等)【市町村、広域事務組合、ガイド連絡協議会】			
適確な現状把握とモニタリング	調査	・地域ごとの動植物の現況・利用実態の把握および管理計画への反映	現況の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護林モニタリング調査等の実施【林野庁】</li> <li>・各種調査【環境省、県、研究機関】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植生・動物・利用実態に関する調査</li> <li>・調査結果等の情報発信</li> </ul>	全域	資料7
利用者への情報の提供・普及啓発	普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の方への周知方策</li> <li>・住民参加型のイベントの検討</li> <li>・優良事例の収集</li> </ul>	普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標識類の設置、HPへの掲載【林野庁、環境省、県、市町村】</li> <li>・説明会、勉強会の開催【環境省、県、市町村、民間団体】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民等への説明会、利用ルール等についての講習会</li> <li>・住民参加型のイベントの実施</li> <li>・看板の設置・パンフレットの作成等(森林生態系保護地域に関するもの)</li> </ul>	全域	資料8
その他	生態系の連続性の確保	・(民有林も含めた)森林生態系の連続性の確保	連携	・地域連絡会議の設置【環境省、林野庁、県、市町村】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺民有林の管理水準の向上</li> <li>・特定動物生息地保護林の森林生態系保護地域への再整理</li> <li>・国立公園の設定</li> </ul>	全域	資料9

※黒下線部は林野庁において、これまで取り組んできた項目

※青下線部は、今後必要とされる対応(案)のうち、国有林が主体となって取り組む事項